

令和元年余市町議会第2回臨時会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午前11時39分

○招 集 年 月 日

令和元年5月29日（水曜日）

余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 細 山 俊 樹
総 務 部 長 須 貝 達 哉
総 務 課 長 増 田 豊 実
企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文
財 政 課 長 高 橋 伸 明
税 務 課 長 紺 谷 友 之
民 生 部 長 前 坂 伸 也
福 祉 課 長 照 井 芳 明
子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
保 険 課 長 羽 生 満 広
環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
建 設 水 道 部 長 山 本 金 五
建 設 課 長 篠 原 道 憲
ま ち づ く り 計 画 課 長 千 葉 雅 樹
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一
水 道 課 長 中 村 利 美
会 計 管 理 者 (併) 会 計 課 長 秋 元 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
教 育 委 員 会 教 育 長 佐 々 木 隆
教 育 部 長 上 村 友 成
社 会 教 育 課 長 奈 良 論

○開 会

令和元年6月3日（月曜日）午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫
余市町議会副議長 11番 白 川 栄 美 子
余市町議会議員 2番 吉 田 豊
" 3番 井 潤
" 4番 岸 本 好 且
" 5番 土 屋 美 奈 子
" 7番 近 藤 徹 哉
" 8番 吉 田 浩 一
" 9番 佐 藤 一 夫
" 10番 野 崎 奎 一
" 12番 庄 巖 龍
" 13番 安 久 莊 一 郎
" 14番 大 物 翔
" 15番 中 谷 栄 利
" 16番 藤 野 博 三
" 17番 茅 根 英 昭
" 18番 溝 口 賢 詩

○欠 席 議 員 （1名）

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

中 島 豊

○事務局職員出席者

事 務 局 長 杉 本 雅 純
主 幹 枝 村 潤
書 記 細 川 雄 哉

○議 事 日 程

- 第 1 令和元年余市町議会第2回臨時会付託 議案第 3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案
- 第 2 陳情第 1号 余市町議会議員の定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書（以上2件、余市町議会議員定数条例等審査特別委員会審査結果報告）
- 第 3 議案第 4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 6号 町有財産の取得について
- 第 5 議員の派遣について

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和元年余市町議会第2回臨時会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、野呂議員は病气入院中のため欠席の旨届け出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 5月31日、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○16番（藤野博三君） 5月31日、委員会室にお

きまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員6名の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、委員会審査結果報告2件についてであります。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和元年余市町議会第2回臨時会付託にかかわる日程第1、議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案及び日程第2、陳情第1号 余市町議会議員の定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書、以上2件につきましては関連がありますので、一括上程の上、余市町議会議員定数条例等審査特別委員会審査結果報告でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会審査結果報告2件を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、委員会審査結果報告2件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように今期臨時会において付託にかかわる日程第1、議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案、日程第2、陳情第1号 余市町議会議員の定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書の以上2件を一括議題といたします。

この際、余市町議会議員定数条例等審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○16番（藤野博三君） ただいま上程されました令和元年余市町議会第2回臨時会において余市町議会議員定数条例等審査特別委員会設置付託にかかわる議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案及び陳情第1号 余市町議会議員の定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書につきまして、その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和元年5月29日、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私藤野が、副委員長に吉田浩一委員が選任されました。

委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元にご配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。

初めに、議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案ですが、余市町議会議員定数現行18人を16人に改正すべく地方自治法第74条第1項の規定に基づく直接請求により提出されたことから、同条第4項の規定により5月30日開催の委員会で条例改正請求代表者に意見陳述の機会を付与し、意見陳述を行い、請求代表者のご理解をいただき、その後質疑を行ったところであります。

また、陳情第1号 余市町議会議員の定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書につきましては、定数削減に反対し、現行定数18人を維持すべきとの趣旨であり、5月31日開催の委員会

で委員会条例第26条の2の規定に基づき陳情者を参考人として招致し、意見を聴取したところであります。

なお、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。まず、議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案につきましては、採決の結果、起立少数で否決されました。

次に、陳情第1号 余市町議会議員の定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書については、採決の結果、全会一致で採択されました。

以上、慎重審査をいただき、結論を得ましたことをご報告申し上げ、余市町議会議員定数条例等審査特別委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について討論を行います。

あらかじめ討論の申し出がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○8番（吉田浩一君） ただいま上程されました議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、2名減の16名とすることで討論いたします。

さて、議員定数の問題は地方自治体にとってまさに永遠の問題であり、またこの問題について正解はないと考えております。その時々的情勢を含め、またその地域、住民の考え方、そして立候補する者の考え方もあって、これが正しいというものはないのではないのでしょうか。以前は、地方自治体の議員数については国において定められておりましたが、地方分権の法律が改正されたことに

より各自治体の自主性を重んじ、法律で定数を定めることはせず、大枠のみを定め、それをもとに地方自治体はおのおのの考え方によって議員定数を定めているのが現状です。

そして、各自治体においても以前は何事に対しても横並び的な考え方がありました。今は一律的なものもなくなり、おのおのが独自の考え方のもと、議員定数に限らず、さまざまな事項において自由に定め、行政を進めているのが現状であります。自由に決められることは大変ありがたいことではありますが、その責任も問われるということとなり、また国は決して何事も無制限に認めているわけではない。議員定数とは違いますが、今問題となっているふるさと納税については、ブームに乗りおくれるなどのことで制度を無視したやり方をしてきた自治体は結果として制度から外され、ふるさと納税に頼っていたツケがこれから回ってくる。その結果、自治体の首長の責任だけではなく、それを了解した議会、そして最終的にはその自治体に住んでいる住民にしわ寄せが来るものであろうと推測されます。

今回の議員定数の問題が将来においてどのように影響が出るのかはわからず、予想はできませんが、将来的には住民が直接選挙で選ぶ議員というのは制度的に維持できなくなってくるのではないかと個人的にはそのように考えております。

さて、住民の方はみずから住まわれている町の議員に何を望んでいるのでしょうか。国会議員には国政調査権が与えられ、一人一人に調査権限が与えられ、また衆議院議員においてはその中から代表者、理事者を選び、首相として、さらに内閣を組織して運営していきます。これに対して市町村議員は、二代表制の中で理事者と議員とは別々の選挙で選ばれ、そして地方議員には調査権はなく、都度議会において議決を経て議会または委員会が調査権を有するものであります。

国会議員は法律をつくる側におり、法律が成立

すれば、その実行は国家公務員が行い、自治体に通知し、実行されます。地方議員は、条例等について提出はできないのかといえば、制度的にはできないことはありません。ですが、その条例の実現性を考えて実際に可能なかどうかという点を含めて考えていかなければならない。また、議員または議会が議題を提案したとしても特に予算が必要な場合や議員や議会には税金を集める権限も、またそれを執行する権利もないということがあり、よほどのことがない限り、特に予算がかかわる条例については提案できないのが現状であります。

では、地方議員は何をするのかということですが、議員は住民から直接選挙によって選ばれ、その任務としては理事者が提案した議案について審議を行い、議員おのおのが賛成、反対をあらわすだけであります。その結果、議案に対して過半数以上の賛成議員がいればその議案が実行され、反対者が多ければ実行されないというだけの話であります。つまり議員は、本会議に出席して採決に加わり、その態度を表明すれば議員の責務を果たしているとも言えるものであります。

理事者は、住民から直接選挙で選ばれますが、ではその提案議案が住民全員とは言わずとも8割程度の賛成、賛同があれば問題はありませんが、現実的にはそうはならないのも現状です。特に住民に負担を伴う場合は、それを了とする住民はいないのが現状ではないでしょうか。ならば、議員は負担を伴うものは反対で、何かしらの恩恵がある場合は賛成するという民意であるならば自治体は成り立たない。また、住民の意見を議会という場所に届ける、反映させるということでは意見を言う側は多いにこしたことはないというのが道理ではないでしょうか。自治体の理事者が持つ権限は絶大であり、選挙で選ばれますが、永遠ではない。また、人は権力という力を手に入れると暴走する場合もある。理事者がかわった場合、理事者

が心変わりをした場合、これを一定程度の歯どめをかけられるのも議会、議員としての仕事の一つであり、つまり議員は基本的には多いことにこしたことはないというのが理想ではないでしょうか。

また、公務員は基本的な行動のあり方として、行動や考え方が制限されている。これは、結果として考え方を狭めてしまうのが実態であり、これを戒めたり、また無理にでもやらせるとしむけるのはやはり議員の力というものが必要不可欠であり、さらにアイデアを出すという場合でもこれは少数より多数のほうがよりアイデアが出る可能性は大きいのではないのでしょうか。つまり住民のためになる、住民の負託に応えようとするならば、議員は一人でも多いほうがよいという結論となります。

さて、町が主催する町政懇談会の区会要望の中で議員の資質が問題であり、定数削減をすべしという意見がここ数年目につくようになりました。前掲のように議員定数の問題は常に存在し、前回議員定数が削減されたのは平成19年の年であり、このときは22名から現在の18名となりました。当時は上野町長の時代で、国の財政削減の波をまともにかぶり、余市町としても3年連続で赤字予算の編成を余儀なくされた時代であり、また町村合併についても議論がされた時代でもありました。特に財政面では、町の特別職の給与も2割程度の削減、管理職手当も50%の削減を行った関係もあり、財政的側面からも議会も協力しようとする考え方もあり、定数を削減されたのも一因としてあり、また議員報酬も一部ですが、削減をしました。今は、その当時と比較し、町の財政状況も幾分は改善し、当時削減された町特別職の給与ももとに戻り、また管理職手当も以前の条例どおりに戻りました。

では、議員はどうなのかといえば、一部は戻りましたが、当時支給されていた費用弁償は復活せ

ず、またもともと余市町議会には政務調査費、活動費の支給もなく、今はどんなに議会に出席しても定額よりふえることはありません。

ちなみに、自治体の行政指数の中で人口規模によってランク分けされる分類では、AからEランクの中で以前余市町はEランクでしたが、人口2万人を切ったことによりDランクに位置しております。そして、議員報酬という面ではEランク時代からBランクの議員報酬レベルでしかなく、今も常に低い報酬額となっているのが現状であります。

議員が減ったからといって、余市町の財政状況が改善したわけではなく、また議員側から見た場合、定数が減ったことにより単純に議員1人の守備範囲としては広がり、より大きなものを抱えなければならぬ。また、人口が減っているとはいえ、住民要望が減っているのかといえば、そういうことでもなく、厳しい時代になればなるほど要望はふえてくるものです。そんな中で、なぜ議員定数が叫ばれるのかということとなります。

平成19年当時の議会と今の状況を比較したとき、財政面ではない別な理由で議員定数削減があるとするならば、当時の議会との比較で議員の質問数、また質問時間、さらには委員会の開催日数等を見た場合、今のほうが間違いなく減少していると言えます。質問数が少なくなった原因は何かといえば、これは議会の質問ルールが変更になったこと、議員が少なくなったこともありますが、定数減によって守備範囲が広がったことにより先輩議員が後輩議員に教える時間がなくなった、また見本となるような経験豊富な議員が引退したという面もあります。つまり以前の議会は、それなりに議員の活動、活躍を耳にしていたものが今は全く聞こえなくなった。単純に議会で質問しているのか、議員の仕事をしているのかという疑問符がその根底にあると考えます。

活発なる議会とは、いかなるものなのか。今期

の議会の中でもいろいろと話し合いがされ、さまざまな運営ルールの変更や今後に向けての話し合いがされ、一定の合意もされていますが、これとて意識、感覚の相違があり、議会としてはこれからやりますということで話は進んでいます、住民の意見としてはこの4年間何をしていたのか、何もしていないのではないかという意見が大半であって、つまり住民が求めているのはこれから何をするかではなく、この4年間何をしてきたのかという意見であり、結果、議員の資質が悪いということであろうと私は考えています。

では、理想とされる議会と議員像とはいかなるものなのでしょうか。これもまた時代とともに変化をする。定数の問題と同様に永遠のテーマであると私は考えますが、今回の直接請求に当たっては議会の審議の仕方についても意見が出されるとおり、何もしていないのではないかということでもあります。議員側から見れば、法的な事項も含め議会ルールがあり、例えば全会一致のものは討論しないことがルールとなっており、これが理解されていない、また議員も説明していない。では、ルールを変えればいだろうかということになりますが、都度ルールを変えるということはやってはいけないことでもあります。

さらに、定数問題に関しては4年前の選挙において定数削減を公約した議員もおり、ではこの議員は何をしていたのかといえば、何もしていないだけではなく、正しい議会の情報を伝えているのかと疑いの目で見ざるを得ません。少なくとも8年前の選挙時に定数問題を公約として当選した議員は、定数削減の請願の紹介議員となって、答弁は全くできず、結果としては否決されましたが、とりあえずやったという実績だけは残しました。ですが、今期の議会のスタートに当たっては、スタート時から問責決議を受けた議員、また常に選挙違反に類する行為をして注意を受ける議員、間違った誤解を与えるような情報を流す議員、そし

て長となっても自主性も決断力もない運営をする。結果として、単に役職や肩書だけが欲しい議員となっていると見られてもいたしかたないのではないのでしょうか。今の議員がみずから行動して正確にしっかりとした説明をしていない、住民の疑問に答えていないことがその背景にあると考えております。

では、議員の資質向上とはいかなるもので、何が必要なのでしょう。議員には、いろいろな面で勉強しなければなりません。法的な事項、議会ルール等多岐にわたりますが、私が最も必要と考える資質は何かといえば、それは勇気と決断力です。議会で発言することは、結果として誰かを攻撃することとなります。誰も好んで敵になろうとはしない。ですが、議会での発言は結果としてそれを招くことであり、またそれだけ厳しいものがあります、それに耐え得る心が必要です。議案がどちらかに決まったとしても考えが一致しての合意というのは現実的には数えるくらいしかなく、そして討論をするとしてもみずからの意見を言うことは、それに導く質疑をしておかなければならず、質疑なしで討論をすることは議員の資質に欠ける行為であります。その上で、討論の内容として反対意見にも耐え得る議論がなければならず、さらにはぶれない心、信念が必要不可欠です。

近年、議論が活発にならない要因の一つとして、当選回数若い議員の手が上がらない。一般質問に関しても一昔前は当選回数若い議員は軒並み提出していましたし、また議員全員の特別委員会でも当選回数若い議員が全員やった後に当選回数多い議員がやっていました。無論誰がどこでやらなければならないというルールはありません。ですが、結果として議会が活性化しない要因がここにある。つまりやる気、勇気という面において当選回数少ない議員がやっていないことが質の低下につながっていると私は判断しています。

さて、今回の条例改正案には定数削減に反対という陳情も出されました。定数削減に反対する理由としては、住民の多様な意見を聞くためには人数が多いほうがよい、政党の支援を受けている候補者は選挙で有利となるとの主張ですが、これは間違っていないと考えます。特に特定政党の支援を受けて選挙をすれば勝ち残る可能性は高く、極論をすれば10名の定数としても政党の支援をもらえば複数名の当選が可能だと考えられます。

現在余市町議会では、政党会派としては共産党、公明党、立憲民主党がありますが、定数削減は政党色が今以上に強くなる可能性もあり、余市町クラスの町の規模でこれは果たしてどうなのでしょう。資質と選挙は、本来は別々な問題ですが、選挙で勝ち残らなければ何事も始まらない、またその選出の仕方としては政党、無所属、年齢的にも偏りのない広範囲で選出されるのがベストであります。そして、単純に選挙に立候補した場合、年齢の若い人と一定程度の人生経験を積んだ人では当然人脈的な違いがあり、選挙とは自身の名前を投票用紙に書いてもらう行為であり、一般的にはある程度の年齢を重ねた方のほうが有利となります。また、新人と現職と比較した場合、名前としては現職のほうが有利となること、つまり定数削減は若い新人候補者が立候補する環境としては門戸を狭める環境となります。

このほかに住民の意見として多くあるのは、議員報酬で生活できるくらい報酬を上げればよいという意見もありますが、一方では議員はあくまでも名誉職であって、生活給であってはならないという意見を持たれている方もおります。この報酬という問題も難しい問題であり、これもまた人それぞれでしょうし、逆に報酬を上げれば年齢の若い人が当選しやすくなるとは言いつれない面もあります。議員定数の問題は、どの意見にも一理あり、どれも間違っているとは言えないのが現状であると考えますが、私は厳しい選挙を勝ち残って

こそ議員としての資質が上がると考えておりません。

選挙は、新人も現職もなく、選挙や後援会活動とは地域を回ることであり、そして住民との触れ合いによって住民の声を直接聞くことのできる唯一の手法ではないでしょうか。選挙は、いかにあるべきなのかについても正解はないと考えますが、結果として活動をしている議員とそうではない者の差は出て当然であり、ならば選挙での当選レベルを上げることによって資質が上がる可能性があると考えます。

今回議員定数の問題では、議会運営委員会で合意されたもの、されなかったものがありますが、合意したものの一つに住民1,000名に対して1議員がよいのではないかという合意があり、これは基本的には私も同感であります。ですが、では議員1名が1,000名をカバーし切れるのか、しているのかといえ、何を根拠に1,000名ということにしているのでしょうか。

私は、皆さんご存じのとおり、個人でニュースを発行しておりますが、1回の印刷部数は1,000部となっております。1,000部を配付するというのは口で言うほど簡単ではなく、当然ですが、これからの議員はそれをしていかなければならない。ですが、実際にやれるのでしょうか。

次に、合意しなかったものとして常任委員会の数の問題があり、2委員会にして人数を多くすればよいという意見もありましたが、余市町の委員会の所管数を見れば、現時点でも所管をとっていても所管数が多過ぎて一度も議題にされない事項もあるのではないかと見ております。私は、余市町の常任委員会は3つは必要という意見であり、18名を16名にした場合、議長を除けば1委員会5名となり、5名では活発な議論ができないという意見もありますが、今期私が預かった民生環境常任委員会は結果として4年間5名で運営して、他の委員会より活発な審議と、また地域の現地視察

等にも何度も出かけたと自負しております。つまり5名でも委員会運営は可能であると言えます。

今回の議案に対し、どう考えるのか。住民は、議員に対して何を求めているのか。それに近づぐためには、議員みずからが厳しい環境に立つようにならなければ住民の理解は得られません。そのためには、厳しい選挙をすることが最もわかりやすい手法であり、また厳しい選挙や後援会活動を行うことが住民が望んでいる事項であろうと考えます。

議員定数の問題は正解はない。18名でも16名であったとしても議会の根本ややることは同じであり、あとは議員おのおのが判断すればよいだけです。ただ、今議員に必要なのは理論ではなく、物事に立ち向かう勇気と決断だと。結果として、その行動が住民の理解へとつながると私は信じており、そのためには16名とすることが議員の質の向上につながる可能性があるとは私は判断しております。議員諸兄の賛同を求め、長くなりましたが、討論といたします。

○議長（中井寿夫君） 次に、反対討論の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 私は、余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論を行います。

議案は、直接請求によって余市町議会議員定数を現在18名から2名削減の16名にするものです。請求の要旨では、量より質を優先する議会改革を図っていくべきと記載し、意見陳述の際には質疑の中で定数削減は他でも行っているの、横並びにと理由を述べました。

議会が何をしているのかよくわからないという声は真摯に受けとめ、住民に開かれた議会改革を目指し、負託に応えていきますが、議員定数削減から始める改革は議会改革とは呼べません。議会改革の原則は地域民主主義の実現であり、住民の福祉向上、住民自治の推進です。合議制の地方議

会は、住民の多様な意見を反映するとともに、審議過程で争点を明確にする代表機能にすぐれています。議会制民主主義に基づき、多様性を保障することを重視して多数の議員を必要としています。

現在余市町議会は、議会改革を進め、議員間の自由討議において政策形成を目指し、議会報告会では住民との意見交換を活発に進める実施要綱を整理しています。できることから始めるとした議会改革は、議会基本条例をつくり、それに基づいた改革を目指そうとしています。今余市町議会は、議員力、議会力を高め、住民自治の根幹としての議会にするため努力を始めています。

以上のことから、このたびの2名削減を求める余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に反対するものです。議員各位の賛同を求めます。

○議長（中井寿夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○17番（茅根英昭君） ただいま上程されました令和元年余市町議会第2回臨時会において余市町議会議員定数条例等審査特別委員会設置付託にかかわる議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場から討論を行います。

この議案は、地方自治法第74条第1項の規定により、住民からの直接請求により町長から提案されたものです。地方自治法上、必要とされる有権者数の50分の1である330人を大きく上回る600人以上の町民の皆様の連署をもって請求が行われたものであります。私は、この600という数は非常に重いものと考えております。

本来議員定数とは、住民の代表である議員みずからが議論し、決定されるべきだと思います。しかし、その一方、住民の権利として陳情、請願、直接請求も認められています。これは、議会として重く受けとめなければならないと思います。議員定数については、議会内部での議論が進まなかつ

たのも事実だと思えます。

余市町議会は、長い年月をかけ、議会ホームページの開設による議会情報の発信、予算、決算特別委員会での一問一答方式の導入、一般質問での一問一答方式の試行的導入、常任委員会での委員間討議の試行的導入など改革、活性化に取り組んでまいりました。

余市町を含む地方議会は、さまざまな問題が指摘されてまいりました。特に住民との直接対話、住民参加が不十分など、こうした指摘に応え、二元代表制における議会の役割を明確にし、その機能を十分に発揮していかなければなりません。ここで言う直接対話、住民参加とは議員個人や党派や政党などではなく、議会、議員全員みずから行うこととございます。住民の信頼を得るためには、議会運営のあり方はもちろんですが、議員定数の問題など余市町議会みずからが改革に取り組む強い覚悟と行動が必要だと思えます。

私たち議員は、住民自治の立場に立ち、住民自治を強化する観点から今以上に議会改革を進め、さらに議員力の向上に努めなければなりません。およそ議員定数というものは、議会が民主主義、地方自治法の根幹をなす重要な機能を果たすものだけに、議員報酬や財政事情だけでは考えられるものではありません。余市町議会議員の適正規模は、議会活動の中身に照らし、議会の活性化問題とあわせて判断されるべきものであると思えます。

また、議員の資質の問題につきましては、住民の皆様が議員力のある議員を選挙で選んでいただくことを考えるものであります。

私は、ただいま述べましたことを勸案し、また民意に応えることを最重要視して議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に賛成とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（中井寿夫君） 次に、反対討論の発言を

許します。

○5番（土屋美奈子君） ただいま上程されました議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に対し、会派よいち未来を代表し、反対の立場で討論をいたします。

今回602名の連署をもって住民直接請求がなされ、それを受けて町長の意見書が付された余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案が提案されました。議案に対しては、真摯に受けとめなくてはならないし、その内容も吟味した上で判断しなければならないものであらうと考えます。

請求の要旨を見ると、区会連合会から要請が上がっていること、さきの3月議会での余市町議会議員定数の見直しに関する陳情書の採決の際、討論がなかったこと、単に経費削減という捉えではないこと、議員の質の向上、常任委員会の設置のあり方などがありました。この本旨はどこか。何を削減の根拠とするのかということ、文面中の町民が求めているのは議員の質の向上でありという部分、本気で町政と向き合っていく建設的な言動のできる町議会議員を求めているということであらうと思えます。また、議会が見えづらく、何をしているのかわからないという部分もあり、そこが不信感につながっているのかもしれないかもしれません。議会としての活動や委員会中心主義でありながら、その状況なども発信してこなかった議会にも大きな責任があると考えます。

では、削減の根拠、削減することによっての効果、これは何であるのか。数を減らせば、より質の向上が図られるのでしょうか。我が国は、民主主義国家であります。民主主義の形として、主権者全員参加のいわゆる直接民主主義という概念も歴史上はあったようですが、現在の民主主義というのは主権者の代表を選ぶ議会制民主主義であり、議会を置くことは主権者の権利であります。制度を変えていくときには、その根拠のしっかりしたものであることが大前提であり、まして

や生活全てに直結する議会制民主主義にかかわる問題でありますから、現在のみならず先の時代にもつなげていけるものであること、住民自治の権限を強化していくためのものであることを念頭に入れなければなりません。

このたびの内容全般としては、量より質を優先させる中での議会改革を達成させるため、その手法としての定数削減ということではありますが、果たしてそれが質を向上させること、精鋭ぞろいという効果を出せるのか、ここは考察しなくてはならないと考えます。本来、定数削減と議会改革は必ずしも一致するものではなく、ともすれば議会改革と定数削減は相反する部分もあるのでしょうか。

昨今、全国各地で議員定数を削減するという傾向が加速をしております。地方自治でありますから、世情に流されることもないし、地域のことは地域が決めればよいのでありますが、全国の情勢と余りにかけ離れるのもどうかと思います。ただ、結果としてどうあるべきかの議論を深めずに安易に削減へ向かい、議会運営に支障を来しているという部分、ここも問題となり始めたというのも事実であります。

昨今、住民自治の根幹であるべき議会議員のなり手不足が問題視され、報道機関でも取り上げられました。春の統一地方選挙では、全国で3割ほどが選挙なしの状況、町村で見ると8町村が定数割れにより無投票であり、その半分は北海道でありました。ハードルを上げるということは、政党など大きな後ろ盾を持っているか、または町の名士などしか議員となれないような事態となってしまう懸念があり、志を持っていても立候補することをちゅうちょすることにつながります。若者世代を含む多様な人材が議員となれる環境をどうつくり上げていくのか、ここも大切な課題だと考えます。また、現在は多様性を認め合う時代であります。大勢を占めるからといって少数派を抑圧す

る道となってはいけないし、基本的な権利は同じなのであります。

全国町村議長会では、ことし3月、町村議会議員の議員報酬等のあり方の最終報告を取りまとめ、公表いたしました。その中で、議員のなり手不足の要因として報酬が低いこと、また定数削減により当選ラインが上昇することなどを挙げ、住民自治の根幹としての議会を作動させるべく議論を行うこと、特に議員定数は1度削減すれば増加は不可能に近いので、より慎重に正確に議論を行うことということが示されました。また、その中で削減の理由として少数精鋭にするためと言われることがあるが、少数であっても精鋭になる保障はないともされました。

本町議会は、変則的ではありますが、委員会中心主義であります。料金の値上げなど住民生活に直結するもの、新規の独自政策など重要な案件に対しては即決するのではなく、1度所管の委員会におろし、中身を審議し、その結果を受けて本会議で採決をするという形をとっております。常任委員会であれば、時間無制限、質問回数無制限という中で進めてきております。委員会に重きを置き、権限を強化してきた仕組みは、今の議員のみならず過去からの引き継ぎであり、住民の代表である歴代の議員からのバトンであります。民主主義、住民自治の根幹である議会がしっかりと機能をする、そして広く民意が反映されることは住民の権利であります。その権利が最大限発揮できる体制を模索し、今の形になっていると考えます。

昨今のさまざまな問題に対処するため、行政の範囲は広がってきております。それに伴って、町民要望も多岐にわたるようになってきました。現在は、3つの常任委員会でそれぞれ中身をもんでおりますが、国の制度改革や新規の法令など扱う所管も大変多いというのが現状であります。当然定数削減となれば、この常任委員会の形も検討し

なければならないのでありますが、その場合、果たしてしっかり機能できる形に持っていけるのかは大変危惧されるところです。3つある常任委員会を2つにすることがどのように影響するのか、ここの議論もなく安易に統合できるものではないし、住民の権利でありますから慎重にすべきであるのは当たり前だと考えます。

請求の要旨の冒頭、また町長の意見書の中にも区会連合会から議員削減の要望が上がっているところあり、ここは重視するべきところなのでしょう。これが区会連合会の総意として要請が上がったということであれば大きな問題でありますし、大変重いものであると考えます。各区会長は、それぞれの区会全体の意見をまとめ、それをもって区会連合会の総会で決定をし、連合会の総意として要請を上げるのですが、果たしてそういうものなのかどうか、ここは勘案しなければならないところです。元来区会というのは、さまざまな考えを持つ方がいて当たり前、思想信条は自由でよいのであって、そこで出る案件というのは賛否を問うような政治的案件ではなく、中立的な地域福祉に関するものが一般的だと考えます。

討論の目的とは、自己の意見に反対する者及び賛否の意思を決めていない者に対して賛同してもらうことであります。議会で討論を行う際は、討論相互の原則に基づいて賛成と反対の意見を交互に行うこととなり、どちらかの意見が一方に偏ることのないように公平性を期すことが求められます。賛成ばかりとか反対ばかりを数回重ねて行うということは、議会として好ましくないというのが原則であります。また、討論には議案に対する意思表示という側面もありますが、それもやはり採決に際しての討論でありますから、賛否が分かれる部分で行われるべきでありましょう。

この間、議会でも議員定数の問題について議会運営委員会において討論をしてまいりました。全国の状況や近隣町村との対比、調査資料をもとに

論点を整理し、委員会のあり方の面から、財政面から、人口面からとそれぞれ進めてきましたが、結果として全体的な合意を得た部分もあり、そうでなく見解が分かれたものもあったという状況でありました。

人口面では、全国平均が1,000人から1,100人に1人の議員数となっており、本町で見ると現在は1,077人に1人という状況であることから、1,000人に1人の基準で考えていくということ合意となったところであります。

また、財政面からは余市町一般会計に対して議会費の構成比が1%台で推移していること、人口1人当たりの議会費が後志管内では17番目であること、議員の報酬額が同規模町村と比較して低いこと、地方交付税で年間報酬額以上が見込まれていること、会議出席の費用弁償も全面廃止をしたことなどから町財政に大きな影響を与えるものではないことなどが調査中に上がりました。委員会のあり方については、意見の一致を見ることはできなかった状況であります。

結果として、議員定数について削減すべきとする会派、現状維持とする会派、会派内の意見を一致することができなかった会派があり、議会運営委員会としての結論に至らなかったものであります。議員定数を削減することが大きな民意であれば、当然その民意をもって議会へ出る方も多くなるのでしょし、意思決定機関である議会でこの町のあり方を検討するのは当然と考えます。議会は、今後どうあるべきかの議論を進めていかなければならないし、主権者である住民も巻き込んだ形を検討しなくてはならないと考えます。

また、改選まで2カ月と迫ったこの時期の定数削減は、新たに立候補しようとする意思をそぐことにもつながります。立候補をする権利、被選挙権も大切な権利です。直前の削減は、ここに影響を及ぼしかねず、定数削減をする場合は一定の期間をもって決定すべきであり、被選挙権に影響を

与えないという配慮は必要であります。このような全体像を勘案し、会派としては現状での削減は好ましくないと判断いたし、反対という結論に至ったところであります。

以上のことを申し上げ、会派よいち未来を代表しての反対討論といたします。議員各位の賛同をよろしくをお願いいたします。

○議長（中井寿夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論の発言がありませんので、次に反対討論の発言を許します。

○11番（白川栄美子君） ただいま議案第3号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に反対の立場で公明党を代表して討論をいたします。

議員定数改正条例の提案者は、ほとんどが議員提案による、このように議員定数の決定については議会が主体的に取り組み、住民の声を踏まえながら決定することが好ましいことであると言われていたにもかかわらず、陳情書を上げられたり、そして直接請求が出されたり、そこまでされなければ議論をする方向に持ってこれなかったことに対し、議員として非常に残念でなりません。しかし、議会運営委員会の正副委員長のもとで会派の代表が定数のあり方に1,000人に1人の結論を出したことは、議員として責任ある行動を示さなければならぬと思っておりました。

そのような中で、今回定数見直しの陳情書が議長宛てに上がってきたり、さらに議員の定数を16名に削減すべきとの余市町議会議員定数の条例改正請求でありました。また、その後には定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書も上がり、それぞれの意見陳述を行ったわけでありました。私も請求代表者の方と議論を交わさせていただき、請求の要旨には異論はなく賛同しますが、もっと早い時期に議会の中で定数の議論が交わす

ことができたのなら、一定の結論が出せたかと思いますが、今自分が思っている結論には余りにも時間がなさ過ぎることや、また今の議会運営委員会の中で何も示すことができなかつたわけですので、難しいと思いました。

決して請求代表者の方の議論されたことを先送りの考えではございません。批判されている内容につきましては、議員一人一人が我が身と捉えて考えるべきことと思っておりますし、選挙後の新しい枠組みのもとで時間をかけてしっかり審議していくべきと考えました。

議員必携の中に議員の心構えというところがありました。議員は住民の代表である、それは住民が考えていること、思い願っていることの全てを代表するということであると。大きく叫び、強く訴える組織やバックを持った住民の声は容易に把握できるが、地域社会の風下にいる弱者の声、組織を持たない住民の小さな声、特に声なき声やため息は聞き取りにくく、住民と行政との橋渡しをすべき議員はそうした大きな声、声なき声、ため息、全ての声を把握、これを代表に住民の心情をつかんで、その心で物事を考えることが大事であると言われておりました。

議員は、常に住民の中に飛び込んで住民の声や心、知恵をつかみ、それを議員の声、心として、知恵として力強く代表する心構えが必要である。住民とともに喜び、住民とともに涙する、血の通った信頼される行政ができるかどうかは、このような議員の活動にあるところが極めて大きいと言わなければならないとありました。

16名の議員に賛成するのは簡単ですが、しかしその後につくり上げていく議会の委員会の構成や議会改革をより一層進め、町民に知らせていくには時間がなさ過ぎると思っておりました。定数削減については、たくさんの皆様の重みを胸に新しい枠組みの中で築き上げさせていただきたいと願うものでございます。苦渋の選択をいたしまし

たが、公明党を代表して反対討論といたします。

以上で終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、先ほど賛成討論の発言がありませんでしたので、反対討論の発言を許します。

○18番（溝口賢誇君） 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に対し、反対の立場で討論を行います。

地方議会を取り巻く情勢は、地方分権の推進とともに少子高齢化、人口減少社会において多様な民意を反映し、地方公共団体の意思を決定し、執行機関を監視する機能などを担う議会として、その果たすべき役割と責任はますます重要度を増しているところであります。

近年、小規模な町村を中心に議員のなり手不足が指摘されており、平成29年に総務省に設置された町村議会のあり方に関する研究会の検討結果について、昨年3月に報告書が公表されました。その中で、議員に専門的な活動を求める方向性や非専門的な議員活動を可能とする方向性など小規模町村における議会制民主主義による住民自治の確保に資することができるものと提言されていますが、全国町村議会議長会では首長と議会とのバランスを失い、二元代表制が形骸化することになるなど指摘されています。

また、昨年5月に政治分野における男女共同参画推進法が可決、成立しました。同法第3条では、地方公共団体にその責務として政治分野に男女共同参画の推進についての基本原理、原則にのっとり必要な施策を策定し、これを重視しなければならないと規定されており、道内でも市民団体による女性議員の立候補に向けた取り組みが始められており、今後議員のなり手不足の解消の観点から大きく期待されるところであります。

このような状況下において、余市町議会としても議会制度や議会運営のあり方、議会及び議員に求められる役割、また本町議会に傍聴に来られた

方々のアンケート調査やご意見等を真摯に受けとめ、積極的に協議を積み重ねてまいりました。余市町議会議員定数の経過については、平成15年5月に設置された議会改革活性化調査特別委員会において次期改選時期に向けた適正な議員定数について調査が進められましたが、委員会として一致した定数を導き出すことは至らなかったための中間報告がなされており、その後平成18年9月定例会において議員定数を4人減員し、18人とする条例が可決され、現在に至っております。

一方、平成23年4月には地方議会の自由度の拡大、自主的な判断に完全に委ねる等の観点から地方自治法の一部改正による議員定数の法定上限数が撤廃され、市町村の議会の議員の定数は条例で定めると改めています。

議会は、二元代表制のもと町民の意思を町政に反映し、意思決定機関として重要な役割を担っており、議員定数は議会の根幹にかかわるものです。こうしたことから、本町議会では常任委員会のあり方について、人口面からのあり方について、議員報酬を含む財政面のあり方についての3つの観点から議員定数のあり方に関する調査検討を進めてまいりました。

初めに、常任委員会のあり方についてであります。余市町議会は委員会中心主義により委員会を主体に審議が進められてきており、本会議に次ぐ審査機関としてその機能を十分果たしてきています。各委員会では、町政の課題に対応した所管事務調査を進めてきており、質疑等を通じ委員会制度の利点を十分活用し、チェック機関としての役割を果たしてきている経過であり、一方さらに集中審議が必要な案件については特別委員会を設置し、審議を行うなど委員会の審査独立の原則に基づき、創意工夫を行いながら運営がなされている実態であります。平成18年の法改正により複数委員会への所属制限が廃止されており、余市町議会におきましても委員会の複数制について協議が

なされましたが、現在既に先行的に導入された議会でもとに戻している実態や専門性が失われるといった弊害もあり、少し経過を見ながら研究していく必要があると考えます。

また、数回にわたる地方分権一括法等に権限移譲など地方公共団体が処理する事務はますます増大しており、それに比例して委員会においても専門的な観点からの審議がこれまで以上に求められております。こうしたことから、今後も現行の3常任委員会体制による審議を行っていくための必要最低限の議員数が必要であると考えられます。

次に、人口面からのあり方についてですが、平成30年3月公表された国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口において5年刻みで2045年まで推計されており、余市町においては2020年には1万7,851人、2025年には1万6,108人、2030年には1万4,430人と5年ごとに10%前後で減少する見込みとなっております。

最新のデータによると、全国と同規模町村の比較では議員1人当たりの平均人口は1,212人で、道内同規模町村では1,088人という結果です。余市町では、昭和30年国勢調査人口の2万8,591人から減少傾向となり、平成27年国勢調査人口は1万9,607人、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口は1万8,893人となっております。昭和30年に議員定数の法定数が30人から6人減少し、24人となり、この改正以来本町議会議員1人当たりの人口は1,191人、その後もおおむね1,000人超えて推移しています。平成31年1月1日現在では1,050人という状況であります。本年2月に開催された議会運営委員会においても議員1人当たりの人口が1,000人を超えている現状について適正な状況にあり、人口面で考えた本町議会の議員定数は過大ではないという委員会全員での確認をとったところであります。こうした経過から考えても現在の議員定数18人は決して多い状況とはなっていない

い事態であることを申し上げておきたいと思いません。

次に、財政面からのあり方についてであります。本町の一般会計に占める議会費は1%で推移しており、人口1人当たりの議会費においては後志管内の町村議会では17番目となっております。また、議員報酬においては同規模町村と比較しても低い状況であり、さらに地方交付税の算定では年間の報酬額以上の額が議会費として基準財政需要額に見込まれている現状であります。この間、議会出席にかかわる費用弁償の支給も全面廃止するなど議会内の経費削減に努めており、これらの状況から町財政に大きな影響を与えるものではないと考えられます。

以上、3つの点から本町議会の議員定数は過大ではないとの主張を展開してまいりましたが、最後にこれらを整理した上で改めて意見を述べたいと思います。今後立法機関の一翼を担う議会として政策立案の強化を図っていくためにも専門的な組織として常任委員会の位置づけは重要であり、このことから議員数は一定の数を確保していかなければならないと考えます。

さらに、現在組織全体と均衡において4部17課3委員会の体制のもと議会に出席する特別職、一般職が合わせて28人となっており、これに対する議員数との均衡も十分に考えていく必要があると考えます。これは、議会に出席する職員の数が多いから議員も多くなければならないということではなく、先ほど申し上げたように地方分権改革により行政の事務量が増大するということは、それら行政課題を審議する議員についても質は当然であります。一定の数は確保されなければならないものであります。議会としてもこれまで以上に重要な役割を担っているということを再認識し、議員一人一人が資質の向上に努め、その責任と役割を果たしていかなければならないと考えられます。

一方、財政面においては同規模町村と横並び方式と比較しても議員数1人、2人程度を削減しても議会費全体から考えた場合、大きな財政効果はなく、また将来議員に立候補しようとしている人たちの環境などを考えた場合、議会機能を低下させる影響のほうが大きいのではないかと判断しています。

町民の方々から議会が見えないなど議会に対するご批判、ご意見をいただいているところではありますが、我々は町民の負託に応え、信頼される議会を目指し、議会活動や議員活動の透明性の確保のため議会改革、活性化について積極的に取り組み、議会の見える化を図るべく、さまざまな取り組みを進めてまいりました。しかしながら、その取り組みが町民の皆様に伝わらなかったこと、そしてこうして直接請求が出されたことを非常に残念に思いますが、今後も引き続き議員として何をすべきか、議員とはどのようにあるべきかということなどを常に自問自答しながら日々の議員活動に邁進していきたいと考える所存であります。

代表機関の縮小が民主政治の縮小になってはならないということを最後に申し上げ、議員各位の賛同を求め、このたびの余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に対しての反対討論いたします。

○議長(中井寿夫君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、原案についてお諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、議案第3号 余市町議会議員定数条例

の一部を改正する条例案は否決されました。

次に、陳情第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより陳情第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 余市町議会議員の定数削減に反対し、現行定数の維持を求める陳情書は委員長の報告のとおり決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(羽生満広君) ただいま上程されました議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの一部改正の主な内容につきましては、低所得者に対する介護保険料の軽減措置の拡充に関する規定の追加などでございます。低所得者に対する保険料の軽減対策につきましては、平成27年度から一部実施されているところでございますが、去る3月27日、国の平成31年度予算が成立し、その中で当該軽減対策の強化を初めとする社会保障関連予算が措置されるとともに、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に

関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第118号）が公布され、平成31年4月1日から施行されたところでございます。余市町の介護保険料につきましては、所得と課税状況により第1号から第10号まで10段階に区分の上、設定しているところでございますが、このたびの政令の改正に伴い、既に軽減措置が講じられております第1号に係る軽減の拡充と第2号と第3号につきまして新たに軽減対策を講じた余市町介護保険条例の一部改正についてご提案申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案。

余市町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町介護保険条例の一部を改正する条例。

余市町介護保険条例（平成12年余市町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和2年度」に、「29,100円」を「23,900円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,900円」とあるのは、「37,100円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2

項中「23,900円」とあるのは、「51,000円」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の余市町介護保険条例第4条の規定は、令和元年度以降の年度分の介護保険料について適用し、平成30年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 所管の委員会にもこういうものを出すのだという話がありまして、本来であればこの場で私が質疑するのは若干はばかれるかなとは思っています。しかし、ちょっと読み切れない状況もあるものですから、あえていま一度ここで質疑をさせていただきたいと思えます。

条例を読みますと、軽減の割合を拡大するのだと、委員会の中でもさらなる軽減を目指すという趣旨の話はされていたのは私も記憶しています。ただ、残念なことにこれの主たる財源は事実上の消費税増税を前提にしていると私は推測しております。大切なことは、たとえ消費税の姿がどうなろうともこれを今のところは実行するから条例を改正するというわけなのですが、万が一この軽減の拡大分を全額自力でやらなければならなかった場合、財政上の負担というのはどのように変わってくるのかなというのを1つ伺いたいと思いま

す。

○保険課長（羽生満広君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

消費税の引き上げに伴い、各種施策の実施が予定されておりますが、まず既に取り組みられている施策等もございますので、10月の引き上げがもし延期になった場合につきましては、財源的にはさまざまな部分に影響が及ぶことが考えられるところがございます。現時点におきましては、延期に関する情報等は入っておりませんので、介護制度といたしましては予定どおりに実施されるものと考えておりますが、延期になる場合につきましては各種制度面、制度面と財政面という部分があると思っておりますが、その分の見直しが必要となった時点で国のほうから何らかの形で考え方が示されると考えておりますので、考え方が示されたものに対して町といたしましては適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○14番（大物 翔君） もちろんそれはわかります。ちなみに、各種影響が出てくるという話でしたが、今時点でわかっている範囲で構わないのですけれども、あくまで試算の段階だと思うのですけれども、もし自力でこれをやらねばならないとなってしまった場合の影響額は幾らぐらいになると。あるいは、その対象となる人は全部でどのぐらいになると今試算されているのか改めて伺います。

○保険課長（羽生満広君） 14番、大物議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

この軽減拡充に伴います余市町の負担についてのご質問だと思いますが、こちらの分は今年度の見直しに伴う余市町の影響額といたしまして、平成30年度の状況をもとに試算した結果、人数的には1号から3号まで3,420人ほどになるというふうに考えておまして、全体では2,523万円程度の影響があり、一般会計につきましては630万円程度

になるというふうに見込んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町介護保険条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第6号 町有財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○環境対策課長（成田文明君） ただいま上程されました議案第6号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます町有財産の取得につきましては、一般廃棄物最終処分場において使用いたしますタイヤショベルの購入について予定価格が700万円以上の財産取得となりますことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の

議決を求めるものでございます。

本件のタイヤショベルにつきましては、更新対象車両が平成元年度に登録して以来31年が経過し、経年劣化の影響による車体の腐食が年々激しくなっており、今後においては修理による対応は困難な状態であり、一般廃棄物最終処分場の維持管理に支障を来すことから更新を図るものでございます。本提案に先立ちまして、去る4月24日に執行されました入札にて受注者が決定しましたことから、町有財産の取得について議会の議決を求めるべくご提案申し上げるものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 町有財産の取得について。

次のとおり、タイヤショベルを取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年余市町条例第15号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月29日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

記。

- 1、取得の目的、タイヤショベル取得。
- 2、財産の取得の種類及び数量、タイヤショベル1台。
- 3、取得の方法、指名競争入札。
- 4、取得の価格、一金1,650万円也。
- 5、取得の相手方、余市郡仁木町北町10丁目52-2、株式会社共成レンテム余市営業所所長、藤川友文。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 町有財産の取得については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長（中井寿夫君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和元年余市町議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時39分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 13番 安 久 莊一 郎

余市町議会議員 14番 大 物 翔

余市町議会議員 15番 中 谷 栄 利